



公正証書遺言の作り方

大家さん大学講座

当団体のご紹介



NPO法人
都民シルバーサポートセンター

設 立：2021年4月1日

主な活動：高齢者の相続・独居・認知症・介護などにまつわる様々なお悩みに対し、「何処に何をどのように」相談したら良いかわからないという方の相談窓口となり、行政書士などの専門家や関連企業をコーディネートし、ワンストップでお悩みを解決する活動と相談窓口を知ってもらうための講演活動を行っています。

活動原資：関連企業・専門家からの会員費と寄付

相談元：ご本人様、介護・医療従事者、地域包括支援センターなど

特 徴：一つの窓口でワンストップ対応によりお悩み解決速度が早い
福祉経験者多数在籍し経験豊富なため安心して相談ができる

<https://tsugusapo.com/>

公正証書遺言とは

「公正証書遺言」とは、遺言を公正証書にしたもののことです。
公正証書とは、公証人が作成する文書のことです。公証人は、元裁判官や元検察官などの法律の専門家であり、法務大臣から任命を受け、公正中立な立場で文書を作成します。一般的に、公正証書遺言を作成する際は、「公証役場」に出向いて手続きを行う必要がありますが、出向けない場合は出張対応をしてくれます。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">• 法的に有効な遺言を確実に残す事ができる• 遺言書を紛失するおそれがない• 遺言書を偽造されるおそれがない• 文字が書けなくても作成できる	<ul style="list-style-type: none">• 費用がかかる• 証人(二人)が必要となる

相続人間と揉める可能性がある場合は、**公正証書遺言が効果的。**

公正証書の作り方と費用

通常1～2カ月

ヒアリング
《ご本人》



戸籍収集
原案作成

《弁護士・司法書士
・行政書士》



公証人に対する
原案確認



最寄りの公証役場
公正証書作成
《公証人・証人(2人)・ご本人》



基本料金:14万円～
※戸籍取得費含む

参考料金:8万円～
※相続財産によって変動

証人は、**推定相続人・受遺者(利害関係者)**、**未成年者**はなれない。

<https://tsugusapo.com/>

遺言書のサンプル

正本

遺言公正証書

〇〇 公 証 役 場

公 証 人 山 田 太 郎

〒 123 - 4567

〇〇 市 〇〇 3 丁 目 4 番 5 号

TEL 012 (345) 6789

平成〇年 第〇〇〇〇号

遺言公正証書

本職は遺言者田中太郎の嘱託により、証人佐藤次郎、同じく斎藤四郎の立会いのもと、下記の遺言の趣旨について口授を筆記し、この証書を作成する。

遺言の趣旨

第 1 条 遺言者は、遺言者が所有する次の不動産を、妻である田中花子（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。

- 土地
所在 京都市中京区〇〇町〇丁目
番地 〇番〇号
地目 宅地
地積 〇〇〇・〇平方メートル （…以下、遺言内容を省略）

本旨外要件

京都市中京区〇〇町〇丁目〇番〇号
職業 無職
遺言者 田中太郎
昭和〇年〇月〇日生
上記は印鑑証明の提出により人違いでないことを証明させた。

京都市伏見区〇〇町〇丁目〇番〇号
証人 佐藤次郎
昭和〇年〇月〇日生

京都市山科区〇〇町〇丁目〇番〇号
証人 斎藤四郎
昭和〇年〇月〇日生

上記したところを遺言者及び証人に読み聞かせたところ、各自筆記の正確であるところを承認し、以下に署名押印する。

遺言者 田中太郎 (印)
証人 佐藤次郎 (印)
証人 斎藤四郎 (印)

この証書は、民法第 969 条第 1 号ないし第 4 号所定の方式により作成し、同条第 5 号に基づき以下に署名押印す。
平成〇年〇月〇日 本職役場において
京都市中京区〇〇町〇番〇号
京都法務局所属

公証人 田原文正 (印)

「付言事項」という欄があり、遺言を書いたご自身の想いや残される大切な人へのメッセージが記せる箇所がある。

今と、その先の
ありがとうへ

継ぐサポ



ホームページは
こちら



当団体活動ブログ
随時更新！

最後までご視聴いただき誠にありがとうございました

<https://tsugusapo.com/>